

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第31号

#### 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（基礎在職期間）</p> <p>第3条の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>（1）～（9） 略</p>	<p>（基礎在職期間）</p> <p>第3条の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p><u>（10） 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。第3条の10において「派遣条例」という。）第18条第1項に規定する者の同項に規定する特定法人役職員としての在職期間</u></p>
<p>（自己啓発等休業の期間）</p> <p>第3条の10 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年鳥取県条例第89号）第12条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条第4項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（条例第9条第5項若しくは第6項又は第12条第1項若しくは第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間を含むもの）とされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 条例第12条第4項若しくは第5項、第13条第</p>	<p>（自己啓発等休業の期間）</p> <p>第3条の10 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年鳥取県条例第89号）第12条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条第4項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（条例第9条第5項及び第6項並びに第12条第1項及び第6項又は派遣条例第18条第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間を含むもの）とされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 条例第12条第4項若しくは第5項、第13条第</p>

3項又は第18条の規定に該当して退職した場合

2 略

別表（第3条の6関係）

区分	調整月額	職員の給料表			
		略	教育職給料表(1)	教育職給料表(2)	略
略					
第5号	25,000	略	3級(管理職手当支給区分が特4種又は5種の職を占める者に限る。)	3級(管理職手当支給区分が特4種又は5種の職を占める者に限る。)	略
第6号	20,850	略	3級(第5号の項に掲げる者を除く。) <u>特2級又は2級(経験年数30年(大学4卒)以上であるものに限る。)</u>	3級(第5号の項に掲げる者を除く。) <u>特2級又は2級(経験年数30年(大学4卒)以上であるものに限る。)</u>	略
略					

備考 略

様式第4号の2（第3条の3関係） 略

3項若しくは第18条又は派遣条例第18条第3項の規定に該当して退職した場合

2 略

別表（第3条の6関係）

区分	調整月額	職員の給料表			
		略	教育職給料表(1)	教育職給料表(2)	略
略					
第5号	25,000	略	3級(管理職手当支給区分が5種の職を占める者に限る。)	3級(管理職手当支給区分が5種の職を占める者に限る。)	略
第6号	20,850	略	3級(第5号の項に掲げる者を除く。) <u>又は2級(経験年数30年(大学4卒)以上であるものに限る。)</u>	3級(第5号の項に掲げる者を除く。) <u>又は2級(経験年数30年(大学4卒)以上であるものに限る。)</u>	略
略					

備考 略

様式第4号の2（第3条の2関係） 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者であった者の退職手当に係る基礎在职期間及び自己啓発等休業の期間に係る取扱いについては、なお従前の例による。